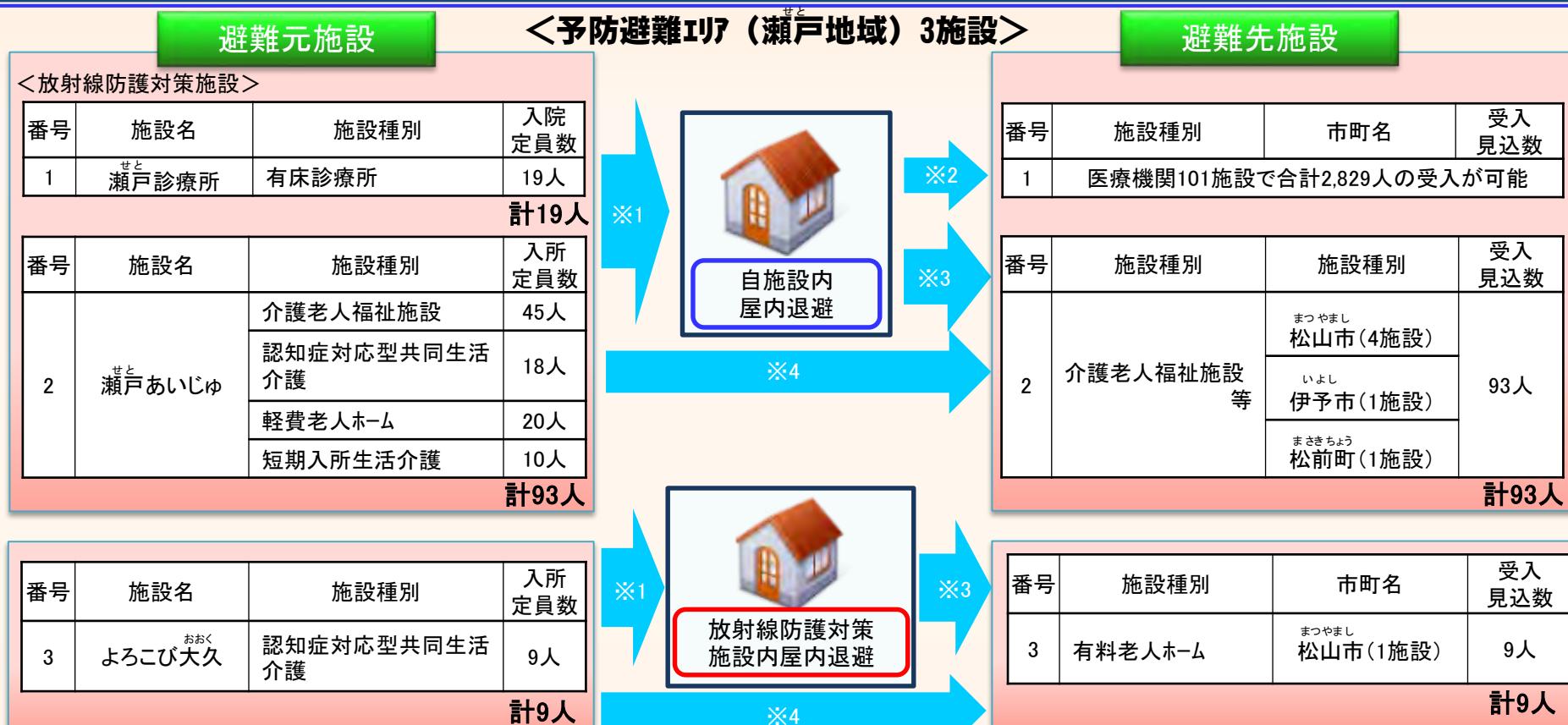


- 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避

※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、

愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

みさき <予防避難エリア(三崎地域) 1施設>

避難元施設

放射線防護対策施設

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	みさき 三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計47人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは  
放射線防護対策施設内で屋内退避



避難先施設

施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	とうおんし 東温市(2施設)	48人

計48人

※2 避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

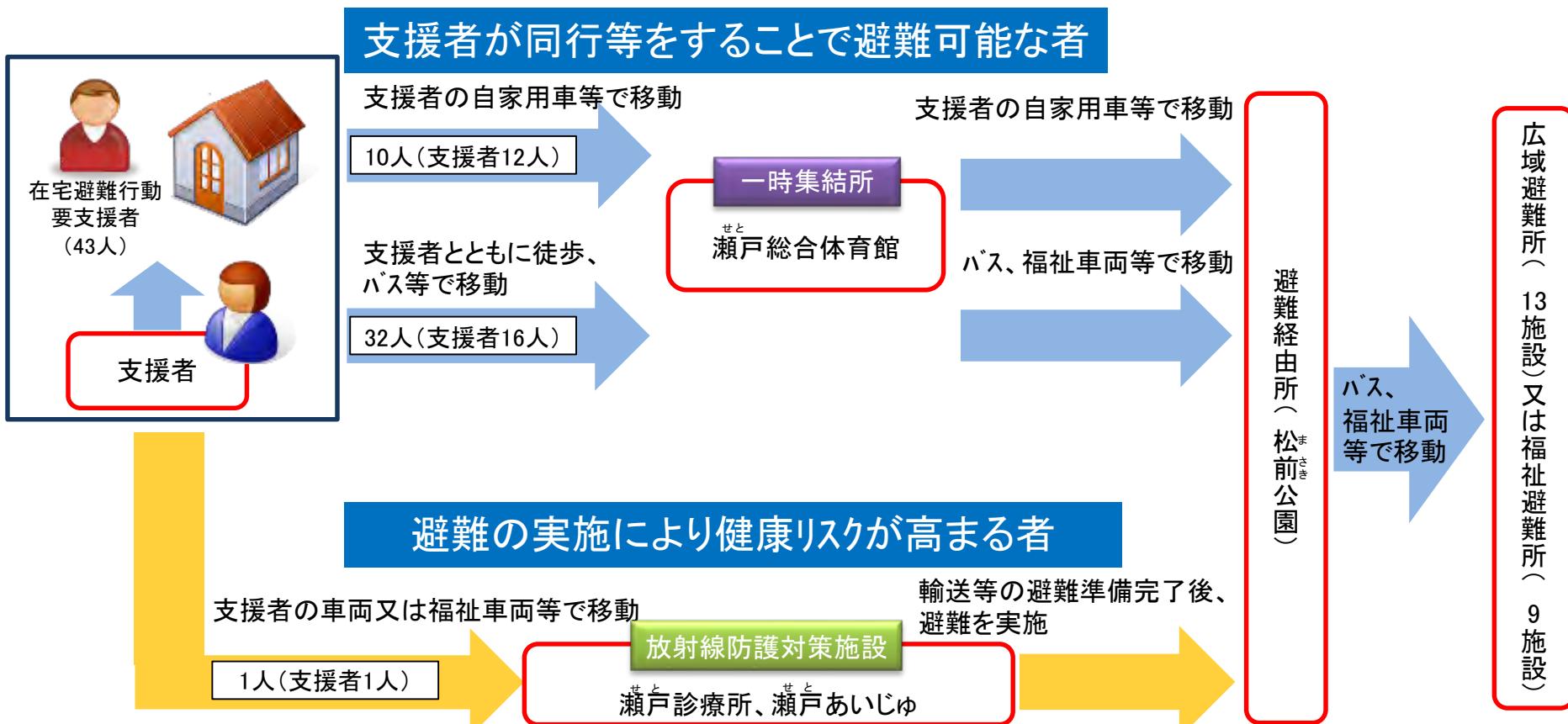
※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

## (ケース2) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



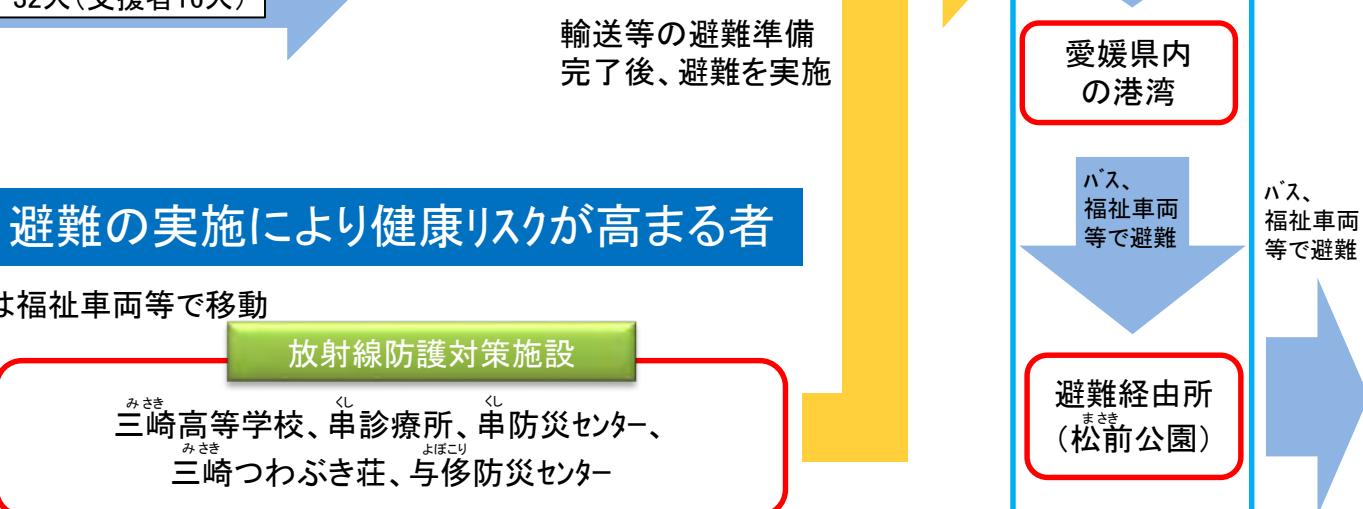
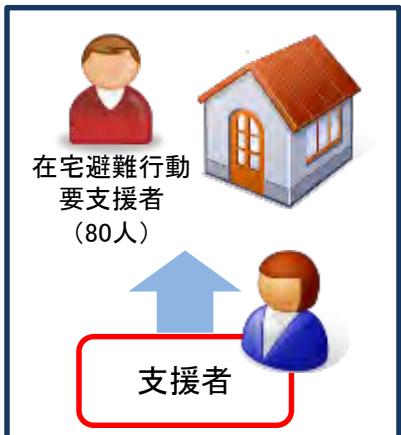
- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者43人のうち、19人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。



※避難行動要支援者の数は令和2年4月1日現在

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者80人のうち、60人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

### 支援者が同行等をすることで避難可能な者



愛媛県内の広域避難所（13施設）又は福祉避難所（9施設）

## (ヶ-ス2) 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経由所(松前公園)へ移動。
- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。



- 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約330人について、バス11台、福祉車両13台（ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様10台）。

	想定対象 人数	想定必要車両台数 <sup>※1,2</sup>			備 考
		バス <sup>※3</sup>	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (5箇所)	141人 (児童等101人+職員40人)	6台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少 【資料P69】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(3箇所)	134人 <sup>※7</sup> (入所者84人+職員50人)	3台 (入所者39人+職員16人)	2台 (入所者2人+職員4人)	9台 (入所者43人+職員30人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:6台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援者32人+支援者16人)	2台 (要支援者26人+支援者9人)	0台 (要支援者0人+支援者0人)	1台 (要支援者6人+支援者7人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送 <sup>※6</sup>	2人 (要支援者1人+支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人+支援者1人)	0台	近傍の放射線防護対策施設に、四電福祉車両1台(ストレッチャー2人乗り)で輸送を想定【資料P75】 瀬戸(せと)地域:1往復(要支援者1人)
<b>合 計</b>		<b>325人</b>	<b>11台</b>	<b>3台</b>	<b>10台</b>

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が11人、職員10人が存在

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

確保先	確保車両台数			備 考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	11台	3台	10台	
(B) 確保車両台数	計16台以上	計9台	計10台	
伊方町	—	—	1台	【バス等】 バス:8~26人乗り 【車椅子仕様】 ○1台(車椅子8人)
学校、医療機関、社会福祉施設	12台	2台	2台	【バス等】バス:10~29人乗り、乗用車:4~10人乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1人) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1人)
愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	4台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:26人乗り 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数273台
四国電力	—	7台※2	7台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 7台(瀬戸(せと)地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 施設敷地緊急事態で三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約410人について、バス15台、福祉車両9台（ストレッチャー仕様2台、車椅子仕様7台）。

想定対象 人数	想定必要車両台数 <sup>※1,2</sup>			備 考
	バス <sup>※3</sup>	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (4箇所)	274人 (児童等209人+職員65人)	11台	0台	0台 保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P70】
社会福祉施設の入所者等の避難(1箇所)	74人 <sup>※7</sup> (入所者41人+職員33人)	2台 (入所者18人+職員15人)	0台	5台 (入所者23人+職員18人) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:1台、2人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援32人+支援者16人)	2台 (要支援者27人+支援者10人)	1台 (要支援者1人+支援者1人)	2台 (要支援者4人+支援者5人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】 <sup>※5</sup> ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○伊方町(いかたちょう)車両(2人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送 <sup>※6</sup>	10人 (要支援者4人+支援者6人)	0台	1台 (要支援者4人+支援者6人)	0台 近傍の放射線防護対策施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送を想定【資料P76】 三崎(みさき)地域:2往復(要支援者4人)
合 計	406人	15台	2台	7台

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は三崎地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うままで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が6人、職員3人が存在

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動※1後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

確保先	確保車両台数			備 考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	15台	2台	7台	
(B) 確保車両台数	計15台以上	計3台	計7台	
確保先	伊方町 いわたちょう	5台程度	—	4台 【バス等】 ・伊方町(いわたちょう)が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定 【車椅子仕様】 ○3台(1台当たり:車椅子2人) ○1台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉施設	5台程度	1台	1台 【バス等】 ・学校等に配備している7台(合計108人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※2 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り)
	四国電力	—	2台※3	2台※3 【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 2台(三崎(みさき)地域)※2

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

## (ヶ-22) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所(松前公園)に移動。自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館)に移動。一時集結所からバスにより避難経由所(松前公園)に移動。その後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約450人、民間企業は85社(500人)存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約920人、民間企業は129社(525人)存在。

### 瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	11	448人

観光施設における入場見込人数:令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

### 瀬戸地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	85	500人

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

### 三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	918人

観光施設における入場見込人数:令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

### 三崎地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
三崎地域	129	525人

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所(三崎総合体育館)に移動

- 全面緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約370人分:バス9台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

＜瀬戸地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 <sup>※1</sup>	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	324人	8台	一時集結所にて乗車【資料P59】 1台当たり46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	45人	1台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数448人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P83】
<b>合 計</b>	<b>369人</b>	<b>9台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により避難経由所(松前公園)に移動

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- ▶ 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

<瀬戸地域内の輸送能力>

確保先	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社 伊方町	確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		9台	
(B) 確保車両台数		計9台以上	
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社 伊方町	7台以上 2台程度	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数273台 伊方町が保有する3台(合計54人)の車両を使用

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約650人分:バス15台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

みさき  
<三崎地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	556人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当たり46人程度の乗車を想定 【資料P59】
観光施設から避難する一時滞在者	92人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数 918人程度のうち、約9割が自家用車や 観光バスで来場する想定で、その1割を 想定対象人数として算入。【資料P83】
<b>合 計</b>	<b>648人</b>	<b>15台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動<sup>※1</sup>後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

みさき  
<三崎地域内の輸送能力>

確保先	必要車両台数	確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		15台	
(B) 確保車両台数		計15台以上	
伊方町(三崎支所等)		3台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町が三崎支所等に配備している7台(合計112人の車両を使用)</li> <li>ピストン輸送を想定</li> </ul>
学校		2台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校に配備している5台(合計98人の車両を使用)</li> <li>ピストン輸送を想定</li> </ul>

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# (ヶ-ス2及び3) 海路避難における大分県の避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

## 避難ケース例1 (移動距離等を考慮したケース)

受入市町村:  
別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、  
日出町

## 避難ケース例2 (県北地域で受け入れるケース)

受入市村:  
中津市、豊後高田市、杵築市、  
宇佐市、国東市、姫島村

## 避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受け入れるケース)

受入市町村:  
大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、  
津久見市、日出町

## 避難ケース例4 (内陸部で受け入れるケース)

受入市町村:  
日田市、竹田市、豊後大野市、  
由布市、九重町、玖珠町



※( )は施設の受入可能人数

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

- 予防避難エリア内住民の大分県への迅速かつ的確な避難の実施のため、同県を含めた関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう大分県にもTV会議システムを配備。
- 愛媛県側での住民避難や大分県側での避難受け入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

## ＜愛媛県と大分県の情報共有イメージ＞



## 6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

### ＜ケース3における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

#### 【避難方法】

- ・船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

### (ケ-ス3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
  - 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
  - なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



# (ヶ-ス3)瀬戸地域の学校・保育所の海路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約80人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- 瀬戸地域の保育所の児童(約20人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

## 学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	25人	10人	35人
大久(おおく)小学校	19人	7人	26人
瀬戸(せと)中学校	34人	12人	46人
<b>合計(3施設)</b>	<b>78人</b>	<b>29人</b>	<b>107人</b>

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

## 保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	6人	18人
大久(おおく)保育所	11人	5人	16人
<b>合計(2施設)</b>	<b>23人</b>	<b>11人</b>	<b>34人</b>

避難準備

児童の引渡し

保護者が児童を取り・避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約180人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

## 学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	39人	14人	53人
三崎(みさき)中学校	32人	12人	44人
三崎(みさき)高等学校	108人	26人	134人
<b>合 計 (3施設)</b>	<b>179人</b>	<b>52人</b>	<b>231人</b>

避難準備※1

警戒事態

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

全面緊急事態

避難準備

児童の引渡し

保護者が児童を取り・避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

# (ケ-ス3) 学校・保育所の避難先・避難ルート

▶ 国道197号がPAZの境界で通行不可となつた場合、瀬戸地域及び三崎地域の学校及び保育所（引渡しができなかつた児童）の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所（松前公園）に移動し、保護者への引渡しを実施。



- 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネーターの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

＜予防避難エリア（瀬戸地域）3施設＞

避難先施設

＜放射線防護対策施設＞

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人



番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,829人の受入が可能		

番号	施設種別	市町名	受入見込数
3	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避

※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネーターの助言を受け、  
愛媛県が避難先を調整し、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、三崎(みさき)港又は三机(みづくえ)港に移動の上、海路及び陸路により  
愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎(みさき)港  
又は三机(みづくえ)港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済であり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

みさき <予防避難エリア (三崎地域) 1施設>

避難元施設

放射線防護対策施設

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	みさき 三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計47人



避難先施設

施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	とうおんし 東温市(2施設)	48人

計48人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは  
放射線防護対策施設内で屋内退避

※2 避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路に  
より愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の  
避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路に  
より愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

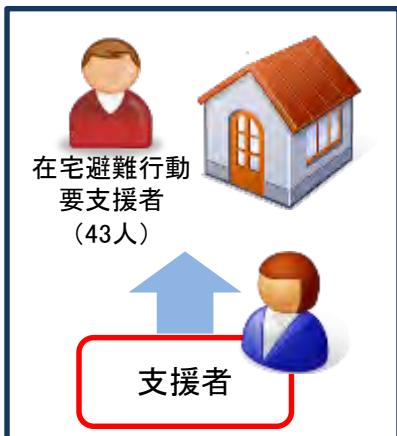
# (ヶ-ス3) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZの境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイサーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者43人のうち、19人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港又は三机港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

### 支援者が同行等をすることで避難可能な者



支援者の自家用車等で移動

10人 (支援者12人)

支援者とともに徒歩、  
バス等で移動

32人 (支援者16人)

一時集結所

瀬戸総合体育館  
三崎小中学校体育館

バス、福祉車両等で移動

三崎港  
又は  
三机港

船舶で  
避難

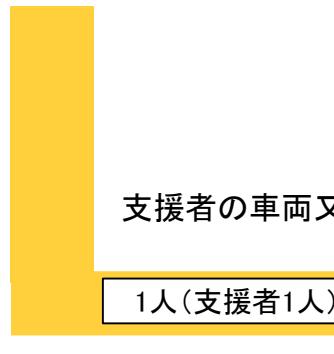
愛媛県内  
の港湾

バス、  
福祉車両等で避難

愛媛県内の広域避難所(13施設)又は福祉避難所(9施設)

輸送等の避難準備  
完了後、避難を実施

### 避難の実施により健康リスクが高まる者



支援者の車両又は福祉車両等で移動

1人 (支援者1人)

放射線防護対策施設

瀬戸診療所、瀬戸あいじゅ

避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

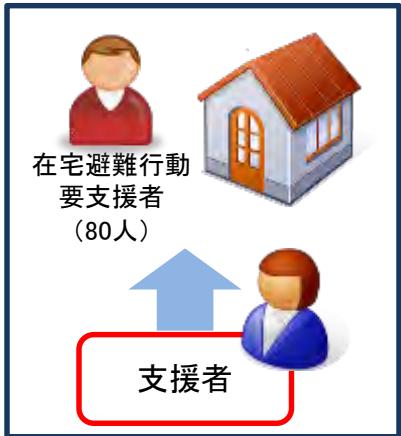
バス、  
福祉車両等で避難

避難経由所  
(松前公園)

13施設)又は福祉避難所(9施設)

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者80人のうち、60人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

### 支援者が同行等をすることで避難可能な者



支援者の自家用車等で移動

44人(支援者44人)

一時集結所

バス、福祉車両等で移動

みさき  
三崎総合体育館

支援者とともに徒歩、バス等で移動

32人(支援者16人)

輸送等の避難準備完了後、避難を実施

みさき  
三崎港

船舶で避難

愛媛県内の港湾

愛媛県内の広域避難所(13施設)又は福祉避難所(9施設)

### 避難の実施により健康リスクが高まる者



放射線防護対策施設

みさき  
三崎高等学校、串診療所、串防災センター、  
みさき  
三崎つわぶき荘、与侈防災センター

バス、福祉車両等で避難

避難経由所  
(まさき  
松前公園)

13施設)又は福祉避難所(9施設)

## (ケ-23) 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZの境界で通行不可となった場合、瀬戸地域及び三崎地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経由所(松前公園)へ移動。
  - 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。



- 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約330人について、バス11台、福祉車両13台（ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様10台）。

想定対象人数	想定必要車両台数 <sup>※1,2</sup>	備考			
		バス <sup>※3</sup>	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (5箇所)	141人 (児童等101人+職員40人)	6台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P92】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(3箇所)	134人 <sup>※7</sup> (入所者84人+職員50人)	3台 (入所者39人+職員16人)	2台 (入所者2人+職員4人)	9台 (入所者43人+職員30人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) ○四電車両(6名乗り:6台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援者32人+支援者16人)	2台 (要支援者26人+支援者9人)	0台 (要支援者0人+支援者0人)	1台 (要支援者6人+支援者7人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送 <sup>※6</sup>	2人 (要支援者1人+支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人+支援者1人)	0台	近傍の放射線防護対策施設に、四電福祉車両1台(ストレッチャー2人乗り)で輸送を想定【資料P98】
合計	325人	11台	3台	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26名乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が11人、職員10人が存在

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、瀬戸地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港又は三机港から愛媛県内の港湾に移動※1後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備 考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	11台	3台	10台	
(B) 確保車両台数	計15台	計9台	計10台	
確保先	伊方町	3台	—	【バス等】・バス:8~24人乗り 【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、医療機関、社会福祉施設	12台	2台	【バス等】バス:10~29名乗り、乗用車:4~10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1人) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1人)
	四国電力	—	7台※3	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名> パターン②: <車椅子6名> 【配備台数】 7台(瀬戸(せと)地域)※2

※1 三崎港又は三机港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 施設敷地緊急事態で三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約410人について、バス15台、福祉車両9台（ストレッチャー仕様2台、車椅子仕様7台）。

想定対象 人数	想定必要車両台数 <sup>※1,2</sup>			備 考
	バス <sup>※3</sup>	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (4箇所)	274人 (児童等209人+職員65人)	11台	0台	0台 保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P93】
社会福祉施設の入所者等の避難(1箇所)	74人 (入所者41人+職員33人)	2台 (入所者18人+職員15人)	0台	5台 (入所者23人+職員18人) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:1台、2人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	48人 (要支援32人+支援者16人)	2台 (要支援者27人+支援者10人)	1台 (要支援者1人+支援者1人)	2台 (要支援者4人+支援者5人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】 <sup>※5</sup> ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○伊方町(いかたちょう)車両(2人乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送 <sup>※6</sup>	10人 (要支援者4人+支援者6人)	0台	1台 (要支援者4人+支援者6人)	0台 近傍の放射線防護対策施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送を想定【資料P99】 三崎(みさき)地域:2往復(要支援者4人)
合 計	406人	15台	2台	7台

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は三崎地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、26名乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が6人、職員3人が存在

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動<sup>※1</sup>後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備 考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 <sup>※2</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※2</sup> (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	15台	2台	7台	
(B) 確保車両台数	計15台以上	計3台	計7台	
確保先	伊方町	7台程度	—	4台 【バス等】 ・伊方町(いかたちょう)が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉施設	7台程度	1台	1台 【バス等】 ・学校等に配備している7台(合計108人)の車両を使用 ピストン輸送を想定 【ストレッチャー兼車椅子仕様】 <sup>※2</sup> ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り)
	四国電力	—	2台 <sup>※3</sup>	2台 <sup>※3</sup> 【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名> パターン②: <車椅子6名> 【配備台数】 2台(三崎(みさき)地域) <sup>※2</sup>

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

## (ケ-23) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号がPAZ境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、一時集結所(三崎小中学校  
体育館又は瀬戸総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により  
大分県に避難を実施。
  - 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が  
整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
  - 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実  
施。

・状況に応じて、避難経路を選定

- ・大分県に避難することが困難な場合は、愛媛県内に海路避難



- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約450人、民間企業は85社(500人)存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込人数は約920人、民間企業は129社(525人)存在。

### 瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	11	448人

観光施設における入場見込人数:令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

### 瀬戸地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	85	500人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

### 三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	918人

観光施設における入場見込人数:令和元年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

### 三崎地域の民間企業の状況

地域名	事業所数	従業員数
三崎地域	129	525人

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※総務省統計局『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

- 全面緊急事態で瀬戸地域において一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約370人分:バス9台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動)。

<瀬戸地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 <sup>※1</sup>	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	324人	8台	一時集結所にて乗車【資料P59】 1台当たり46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	45人	1台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数448人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人數として算入。【資料P106】
<b>合 計</b>	<b>369人</b>	<b>9台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、瀬戸支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港又は三机港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港又は三机港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

## &lt;瀬戸地域内の輸送能力&gt;

確保先	伊方町(瀬戸支所等) 学校	確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		9台	
(B) 確保車両台数		計9台以上	
	伊方町(瀬戸支所等)	2台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方町が瀬戸支所等に配備している4台(合計59人)の車両を使用</li> <li>・ピストン輸送を想定</li> </ul>
	学校	3台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に配備している4台(合計108人)の車両を使用</li> <li>・ピストン輸送を想定</li> </ul>

※1 三崎港又は三机港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約650人分:バス15台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

みさき  
<三崎地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	556人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当たり46人程度の乗車を想定 【資料P59】
観光施設から避難する一時滞在者	92人	2台	バス1台当たり46人程度の乗車を想定 1日当たりの観光施設の入場見込人数 918人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P106】
<b>合 計</b>	<b>648人</b>	<b>15台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所等の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動<sup>※1</sup>後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

みさき  
<三崎地域内の輸送能力>

確保先	伊方町(三崎支所等)	確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		15台	
(B) 確保車両台数		計15台以上	
	伊方町(三崎支所等)	3台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町が三崎支所等に配備している7台(合計112人)の車両を使用</li> <li>ピストン輸送を想定</li> </ul>
	学校	3台程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校に配備している5台(合計108人)の車両を使用</li> <li>ピストン輸送を想定</li> </ul>

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、77隻 平成31年4月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

## 6-4. ケース4（屋内退避）における対応

### ＜ケース4における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ①
  - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
  - ・国道197号が使用不可な場合
  - ・港湾が使用不可もしくは船舶の利用ができない場合
  - ・ヘリコプターが利用できない場合
- ②
  - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

#### 【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施<sup>(※)</sup>。

※ 津波との複合災害時における場合は、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難し、安全が確保された後、屋内退避を行う。

## (ケ-ス4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
  - 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
  - 予防避難エリアにおいては、伊方町等が、約4,500人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

## 屋内退避一例(ケース4)

(C)2015ZENBRIN(Z05E-第175号)

## 屋内退避を実施



※印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約260人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの3つの保育所の児童(約50人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつけ)小学校	25人	10人	35人
大久(おおく)小学校	19人	7人	26人
三崎(みさき)小学校	39人	14人	53人
瀬戸(せと)中学校	34人	12人	46人
三崎(みさき)中学校	32人	12人	44人
三崎(みさき)高等学校	108人	26人	134人
<b>合計(6施設)</b>	<b>257人</b>	<b>81人</b>	<b>338人</b>

避難準備※1



学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつけ)保育所	12人	6人	18人
大久(おおく)保育所	11人	5人	16人
三崎(みさき)保育所	30人	13人	43人
<b>合計(3施設)</b>	<b>53人</b>	<b>24人</b>	<b>77人</b>

避難準備

児童の  
引渡し保護者が児童を引取  
り・屋内退避を実施

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

## (ケ-14) 予防避難エリアの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

- ▶ 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち3施設(瀬戸診療所、瀬戸あいじゅ及び三崎つわぶき荘)については、放射線防護対策施設である自施設内に屋内退避。残りの施設については、近傍の放射線防護対策施設に屋内退避。
  - ▶ 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避することにより健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設に屋内退避。

#### ＜医療機関及び社会福祉施設4施設＞

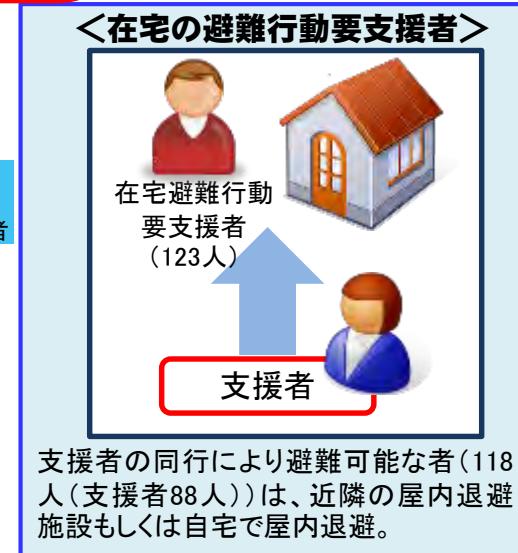
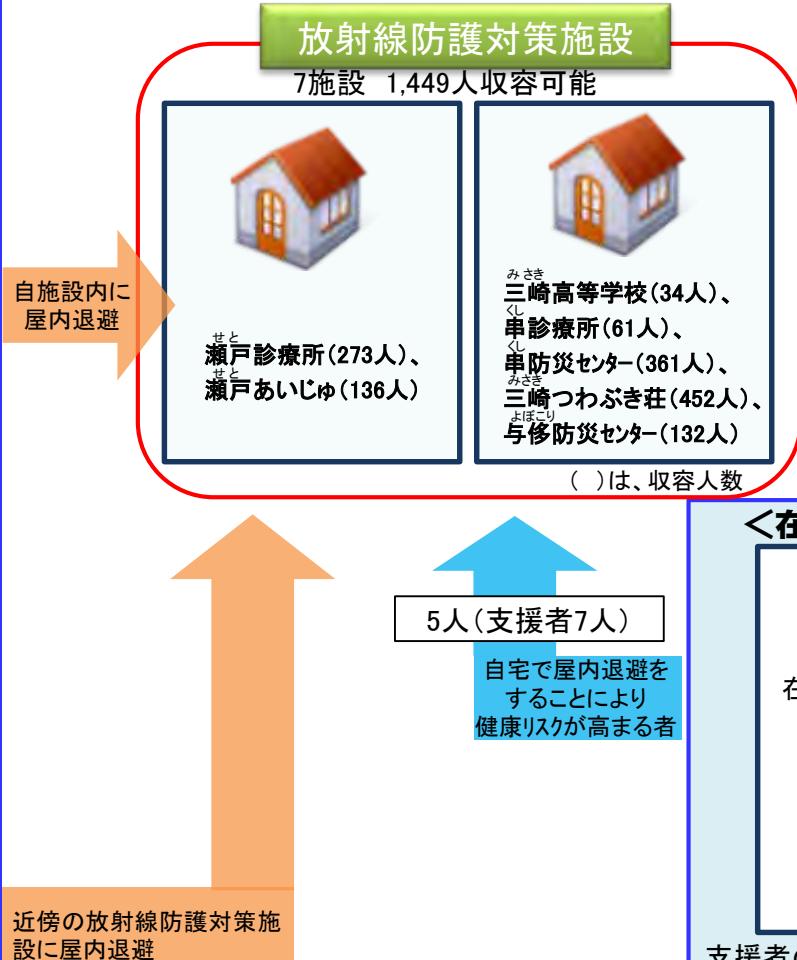
## 避難元施設

### ＜放射線防護対策施設＞

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人 計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ <small>せとあいじゅ</small>	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人
3	三崎つわぶき荘 <small>みさきつわぶきそう</small>	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
4	よろこび大久 <small>おおく</small>	認知症対応型共同生活介護	9人



- 自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ収容。
  - 予防避難エリアの放射線防護対策施設は、7施設1,449人を収容可能。
  - 放射線防護対策施設においては、1,449人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

## 放射線防護対策施設(予防避難エリア:整備済7施設)



- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。



※対象住民の数は令和2年4月1日現在

	対象住民数
瀬戸内地域 あしなる さいち (足成、佐市を除く)	1,315人
三崎地域	2,247人
合計	3,562人



- 放射線防護対策施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両(バス等30台、福祉車両30台(ストレッチャー仕様12台、車椅子仕様18台))を用いて移動。
- 放射線防護対策施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
	880人	53人	9人

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護対策施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会 福祉施設	19台	3台	3台	合計266人乗車可能 ピストン輸送を想定
伊方町	11台	—	6台	合計195人乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力	—	9台	9台	合計81人乗車可能 ピストン輸送を想定
合計	30台	12台	18台	

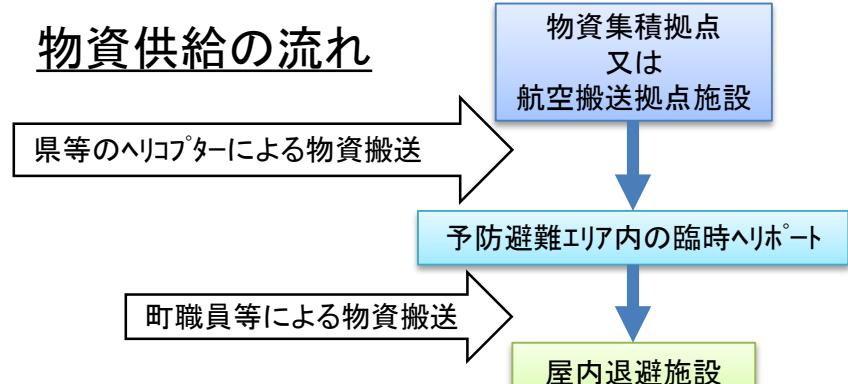
※3 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

# (ケ-ス4) 予防避難エリアにおける物資供給体制

- 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。



## 物資供給の流れ



## 7. UPZ内における対応

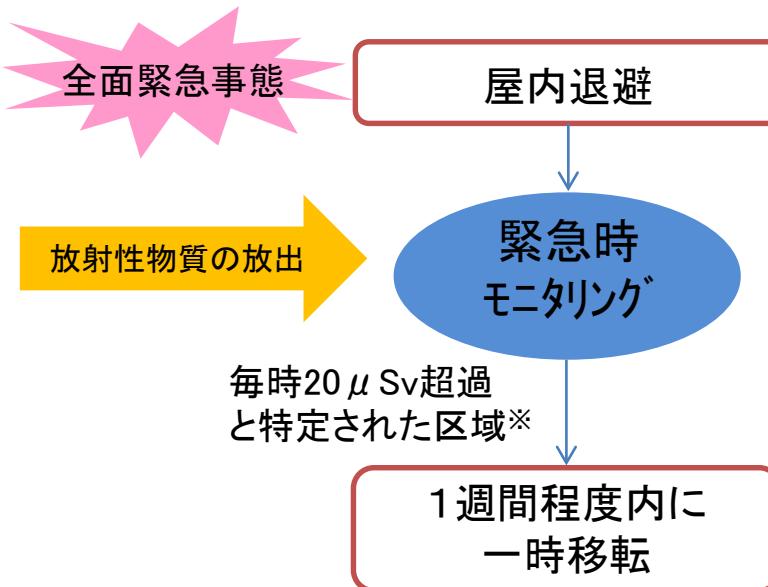
＜対応のポイント＞

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内（予防避難エリアについては、状況に応じた多様な防護措置）においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



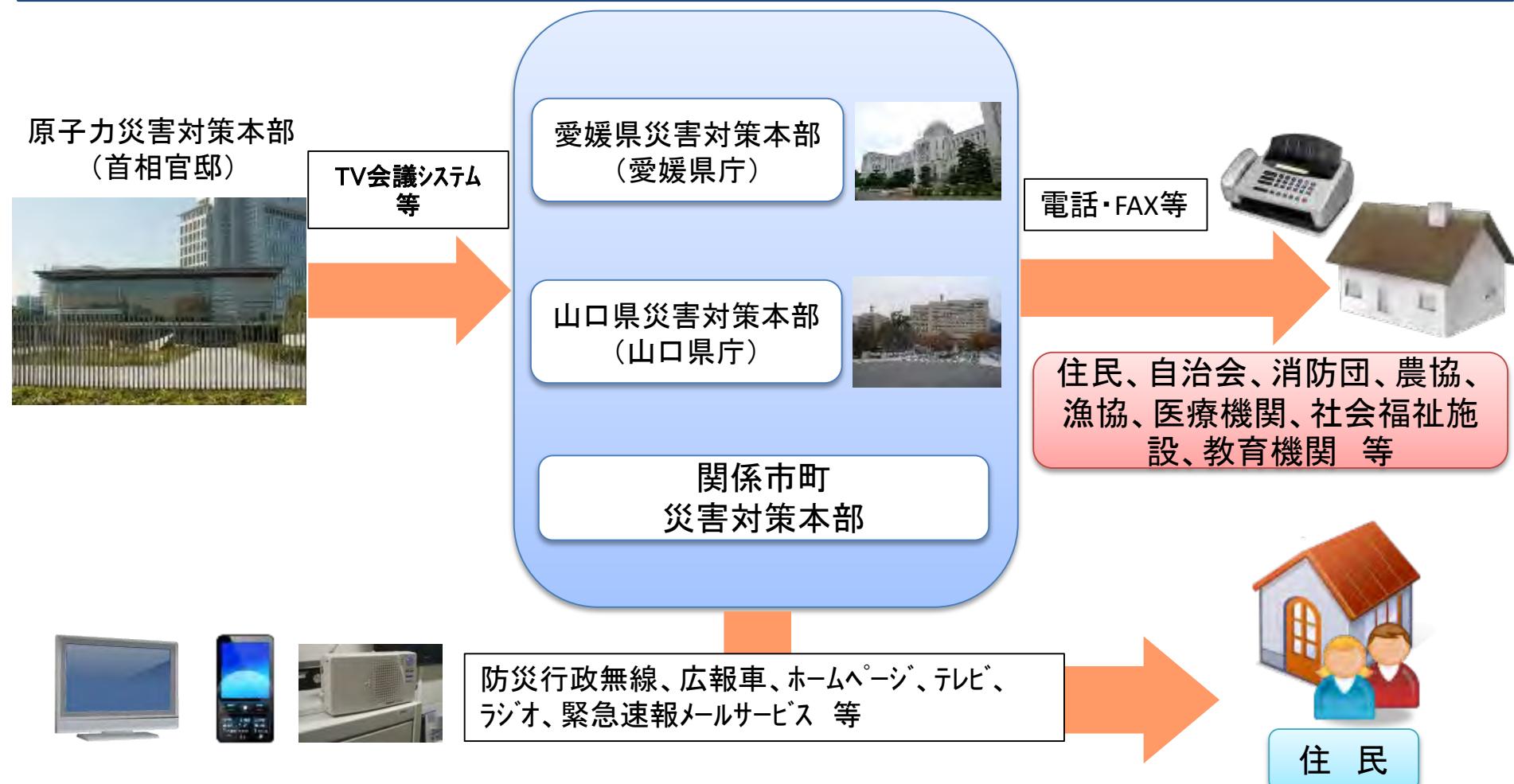
※空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ を超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

# 一時移転等に備えた関係者の対応

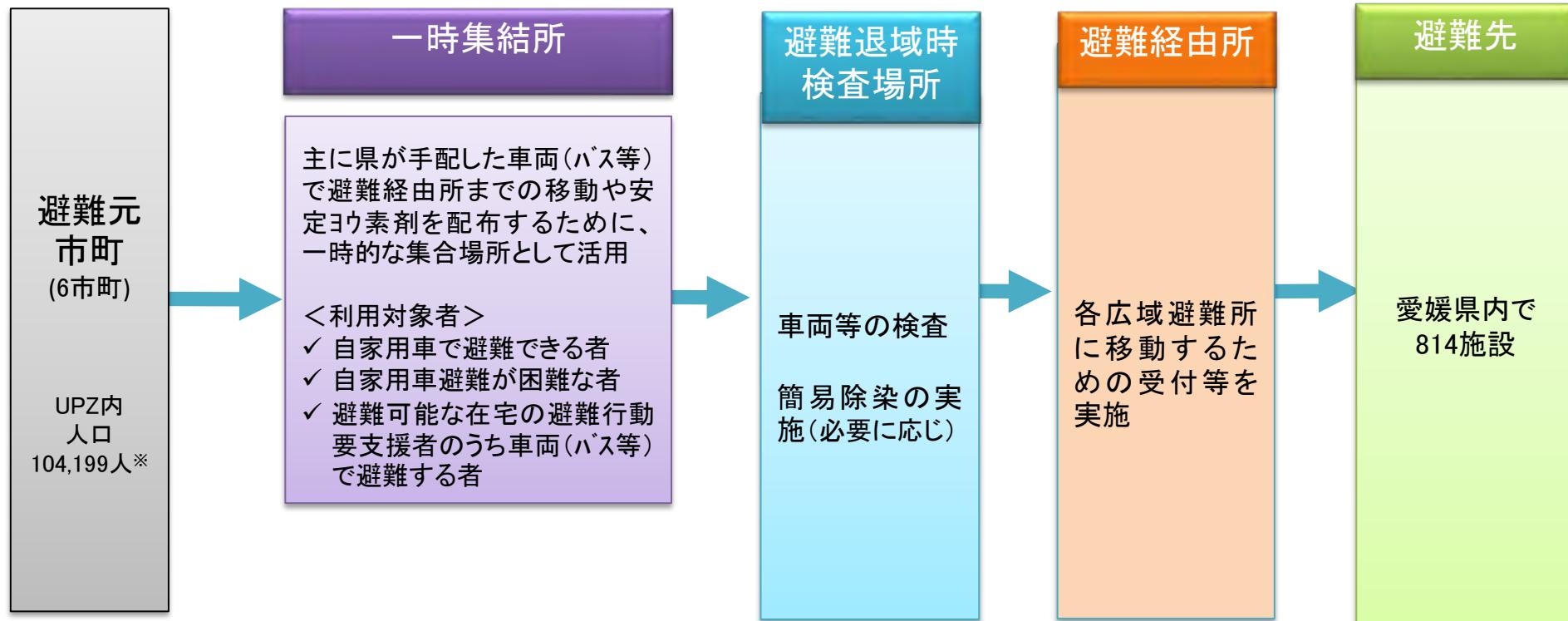
- 愛媛県及びUPZ市町(伊方町を除く)は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県のバス協会は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県の旅客船協会は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町は、町定期船の派遣準備を開始。



- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期等）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。



※離島部の避難の流れについては、個別に記載（P137～P139を参照）

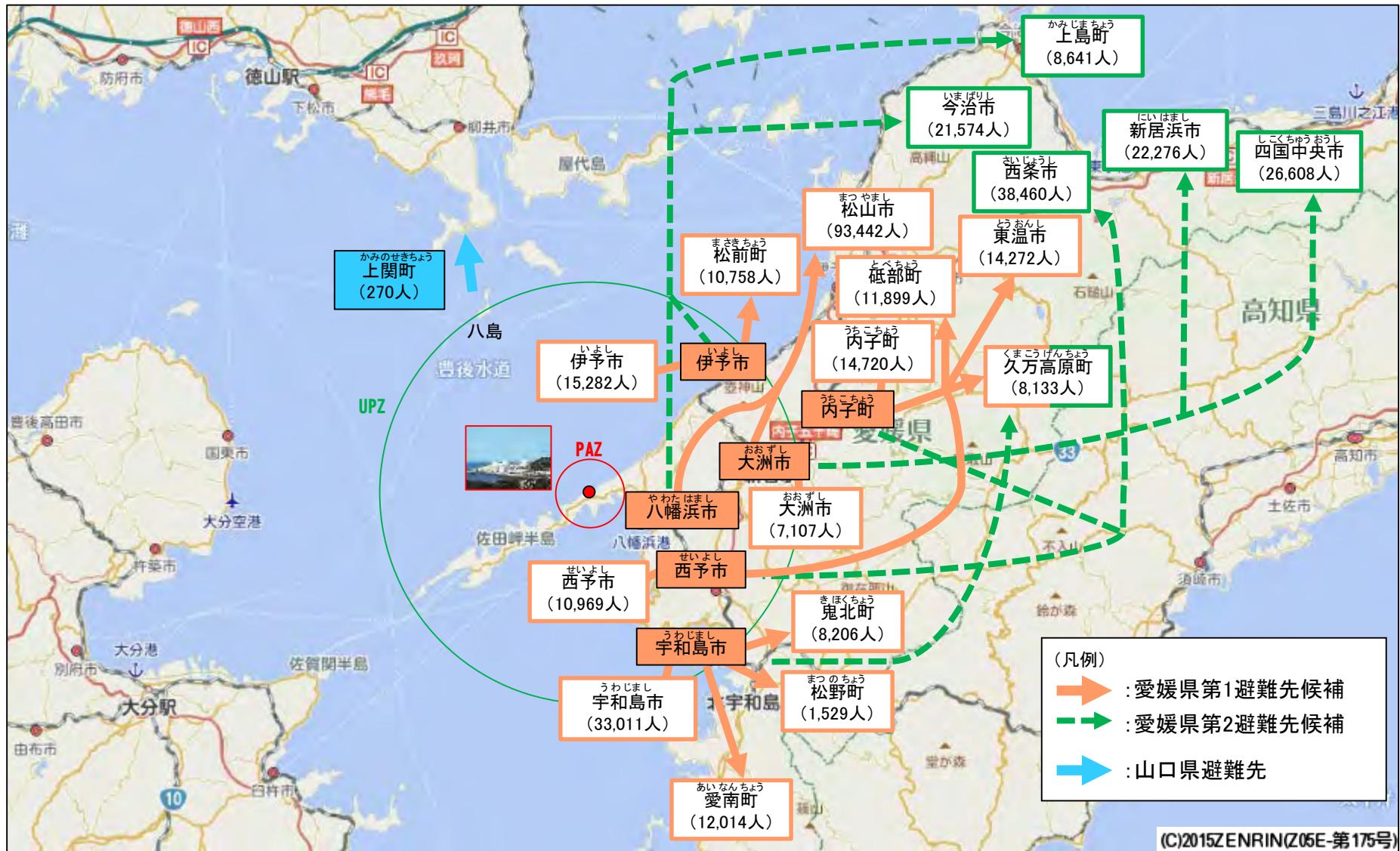
- 愛媛県では、第1避難先候補(13市町)に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経由所を経由。
- 上関町(八島地区)では、上関町総合文化センターに避難を行い、上関町総合文化センターに避難できない場合は、上関町民体育館に避難する。

県名	市町名 ※( )は対象人口	第1避難先候補 ※( )は受入可能人数、【 】は避難経由所	第2避難先候補 ※( )は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (32,905人)	松山市(93,442人)【愛媛県総合運動公園】  合計(93,442人)	今治市(21,574人)、上島町(8,641人)  合計(30,215人)
	大洲市 (39,565人)	大洲市内(7,107人)、松山市93,442人)【愛媛県総合運動公園】  合計(100,549人)	新居浜市(22,276人)、四国中央市(26,608人)  合計(48,884人)
	西予市 (27,056人)	西予市内(10,969人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,133人)【久 万高原グラウンド】  合計(45,273人)	西条市(38,460人)  合計(38,460人)
	宇和島市 (3,877人)	宇和島市内(33,011人)、松野町(1,529人)、鬼北町(8,206人)、 愛南町(12,014人)  合計(54,760人)	久万高原町(8,133人)  合計(8,133人)
	伊予市 (646人)	伊予市内(15,282人)、松前町(10,758人)【松前公園】  合計(26,040人)	今治市(21,574人)、上島町(8,641人)  合計(30,215人)
	内子町 (129人)	内子町内(14,720人)、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,133人)【久 万高原グラウンド】  合計(49,024人)	西条市(38,460人)  合計(38,460人)
県内計	6市 (104,178人)	6市7町 合計(241,342人)	4市2町 合計(125,692人)

※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:436,170人)へ避難

山口県	上関町 (21人)	上関町総合文化センター(270人)	上関町民体育館(220人)
-----	--------------	-------------------	---------------

# UPZ内住民の一時移転等③

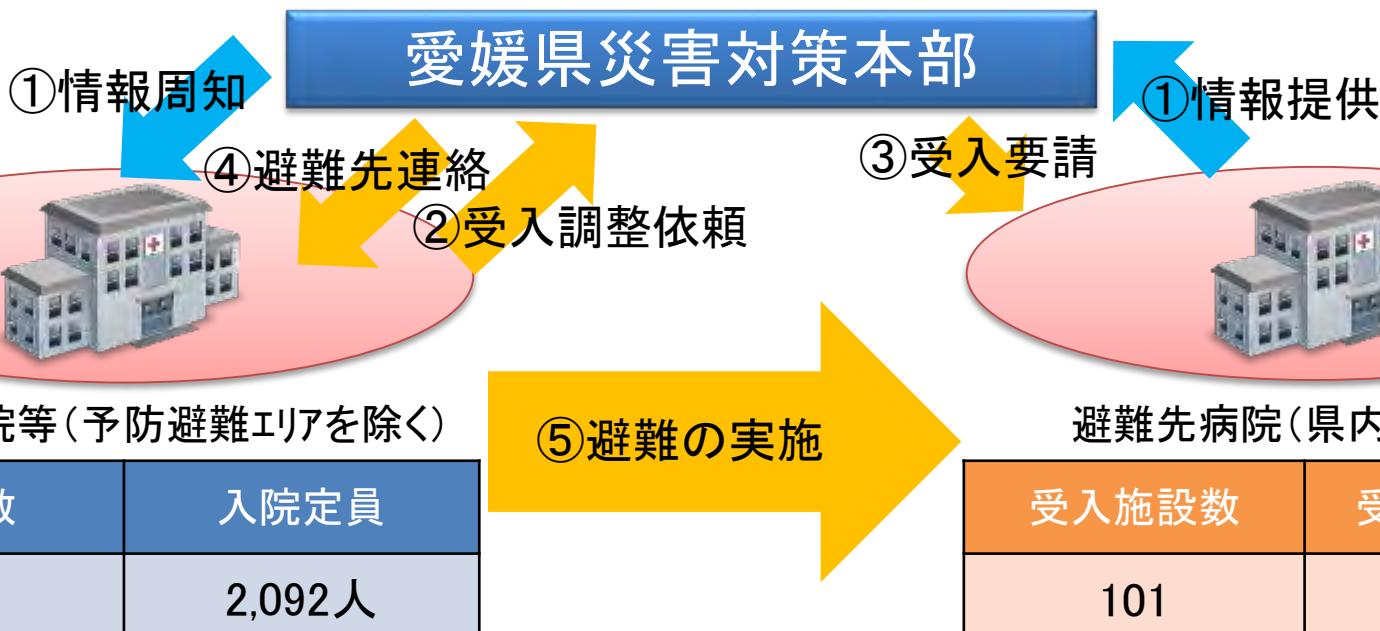


いかたちょう  
※伊方町を除く

※( )は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:436,170人)へ避難

- UPZ内にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、24施設2,092人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



### マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

- UPZ内にある全ての社会福祉施設(114施設3,610人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(15施設109人)は家族への引渡しを優先。家族への引渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受入先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受入先を調整。

## <UPZ内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	60人
児童福祉施設	3	70人
老人福祉・介護保険施設	88	3,058人
<b>合 計</b>	<b>92</b>	<b>3,188人</b>

施設ごとの  
避難先を確保

## <UPZ外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
3	80人
4	99人
144	3,220人
<b>159</b>	<b>3,399人</b>

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	22	422人

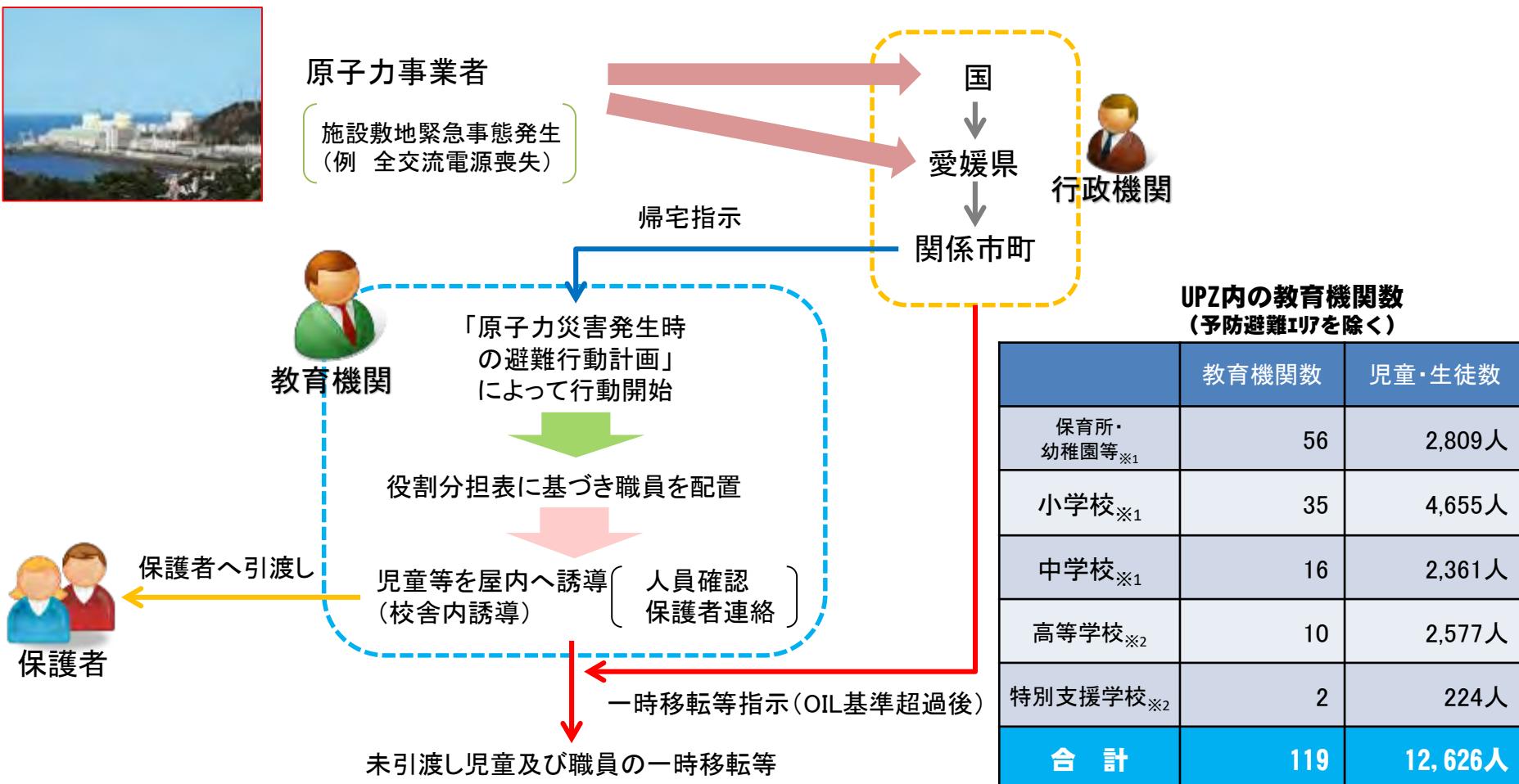
※1

受入施設数	受入可能人数
18	303人

※1 短期入所、グループホームの一部(15施設109人)は家族への引渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受入先を調整。

※2 山口県のUPZ内に社会福祉施設は存在しない。

- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引渡し、引渡しができない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から一時移転等指示が発出された場合は、職員は未引渡し児童等とともに一時移転等を行う。
- 校長、園長等は隨時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



※ 山口県のUPZ内に学校・保育所等は存在しない

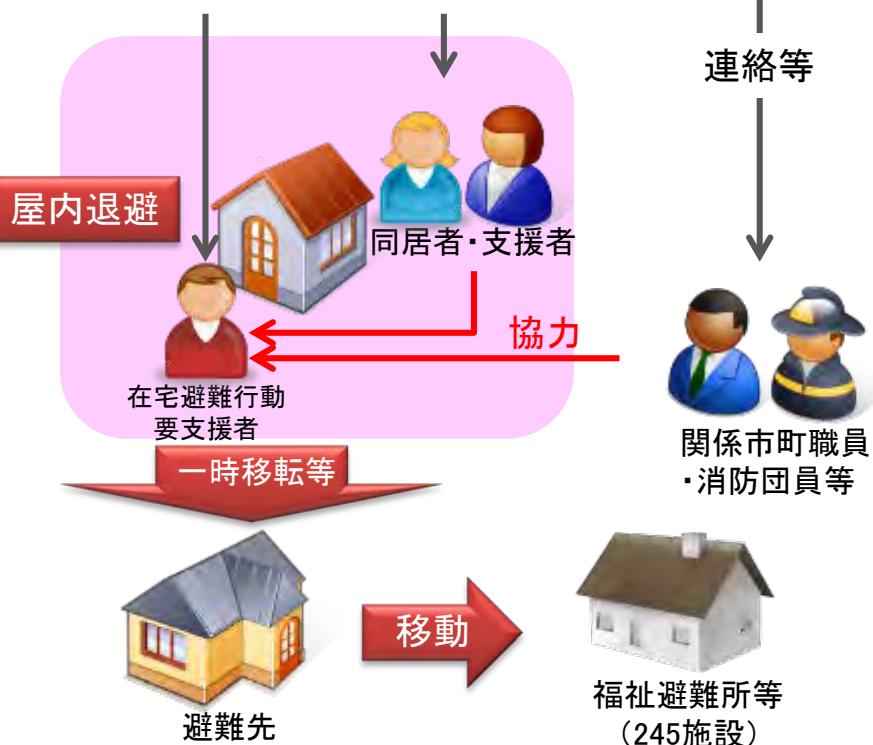
※1 令和2年4月1日現在

※2 令和2年5月1日現在

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

## 関係市町災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)  
(予防避難エリアを除く)

	UPZ内
愛媛県	やわたはまし 八幡浜市 1,545人(1,545人)
	おおずし 大洲市 1,846人(1,846人)
	せいよし 西予市 3,492人(3,492人)
	うわじまし 宇和島市 270人(179人)
	いよし 伊予市 14人( 8人)
	うちこちょう 内子町 3人( 0人)
	合計 7,170人(7,070人)
山口県	かみのせきちょう 上関町 8人( 8人)

※1 ( )内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

# UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

UPZ内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。

愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社

保有台数

29社

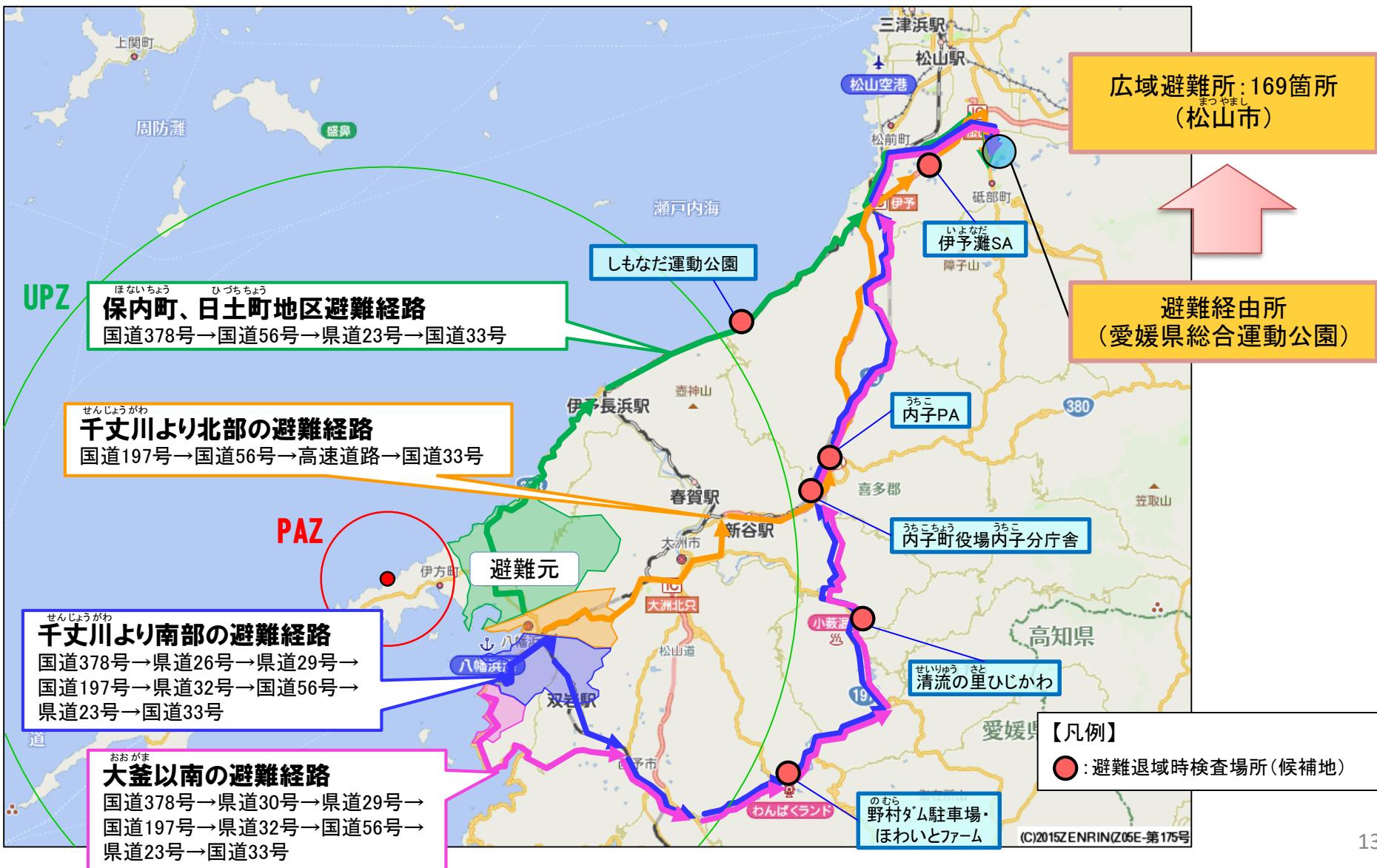
855台

四国各県保有バス台数

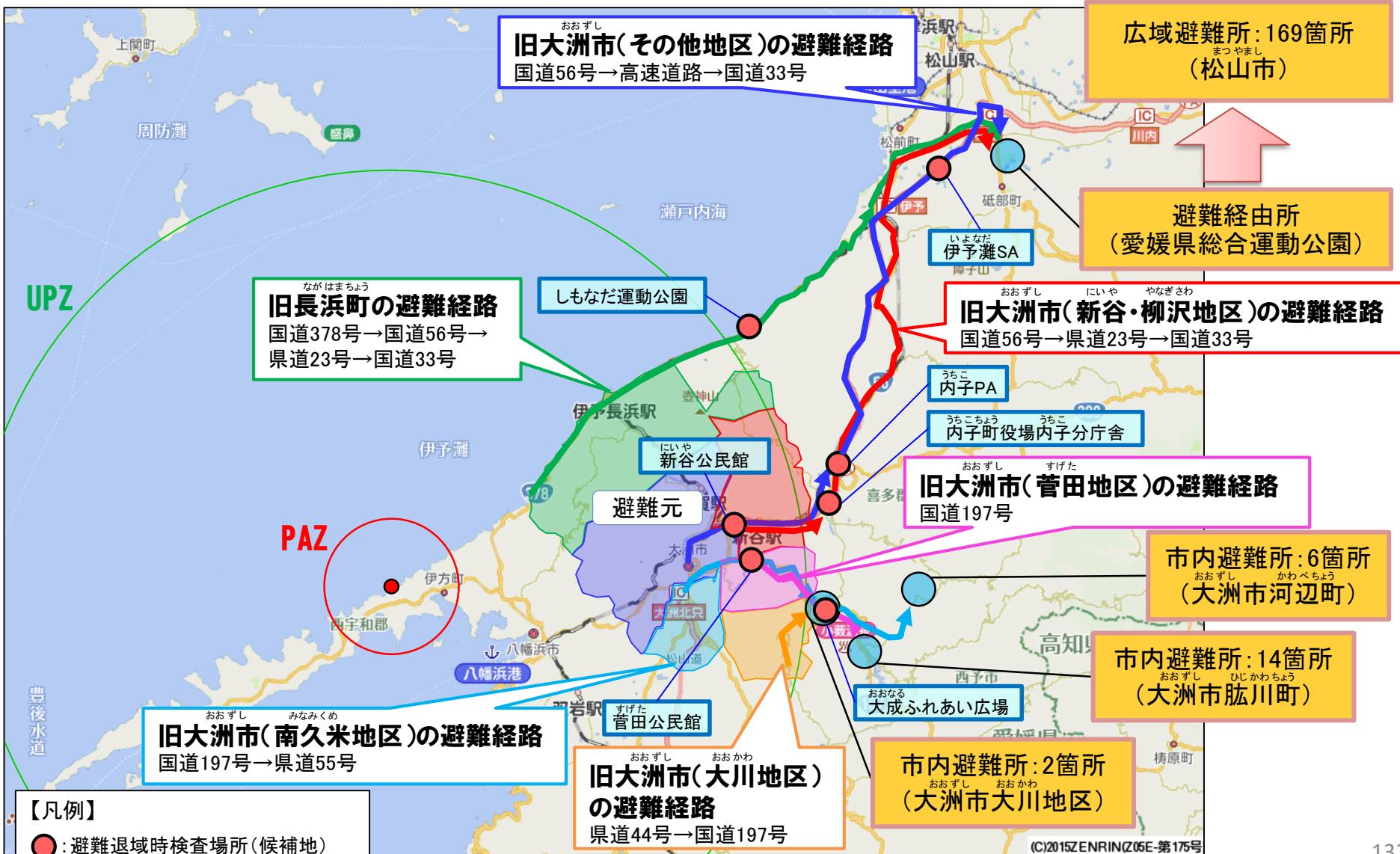
県名	保有台数
香川県	716台
徳島県	623台
高知県	546台
計	1,885台



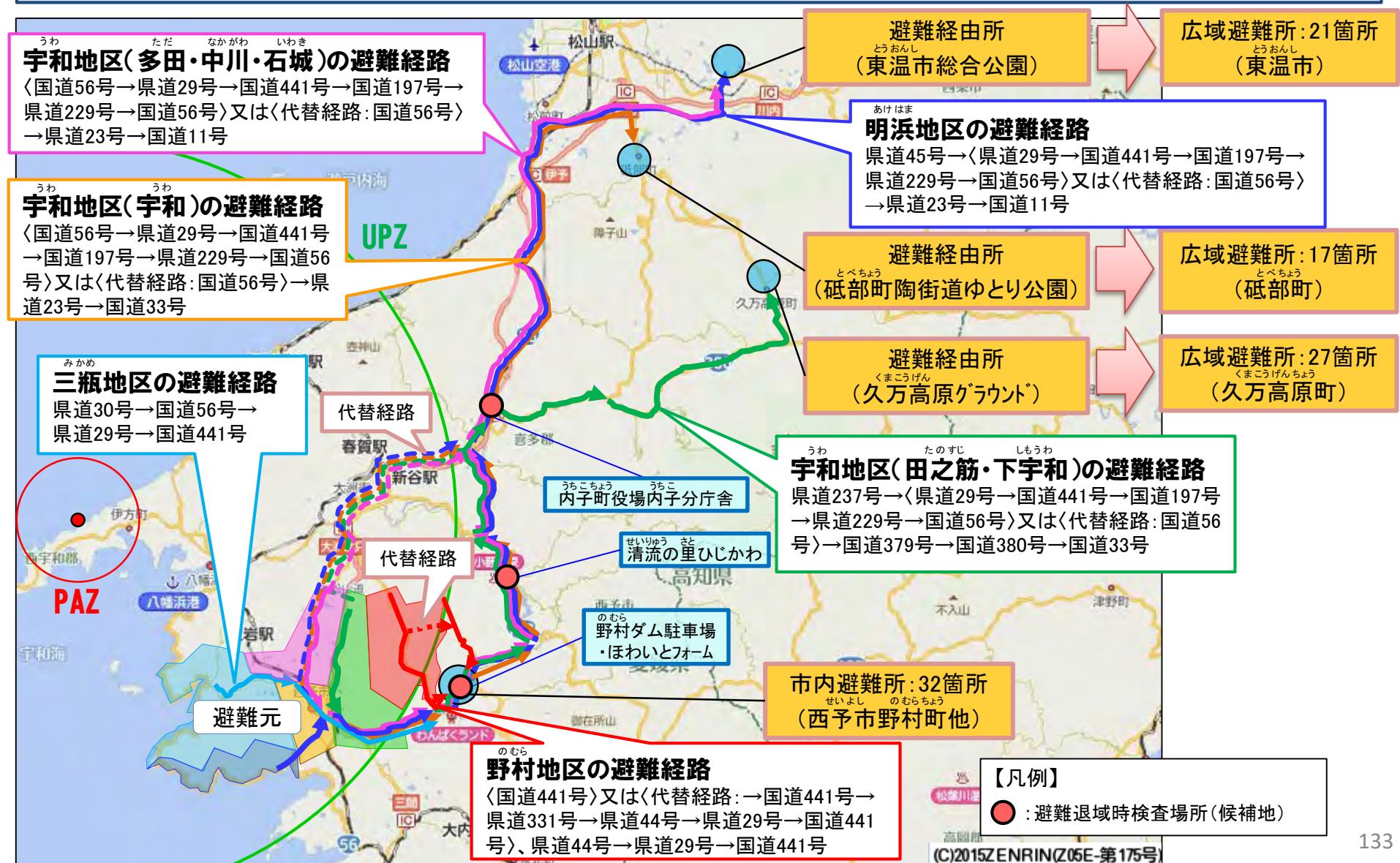
- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



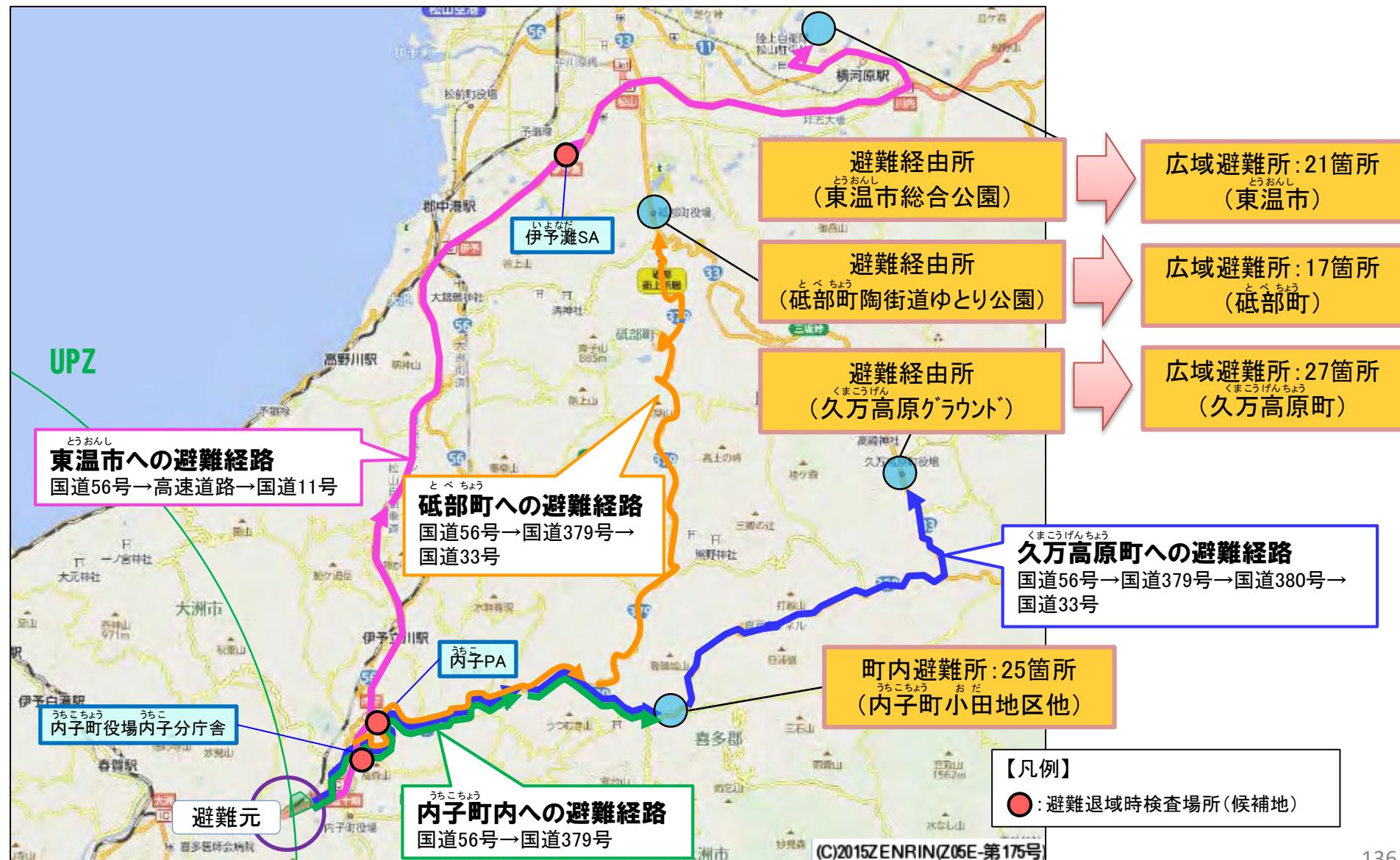
- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



- ▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



# UPZ内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護対策施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経由所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護対策施設）において屋内退避を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2人を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（放射線防護対策施設）において屋内退避を実施。



## 避難経路:

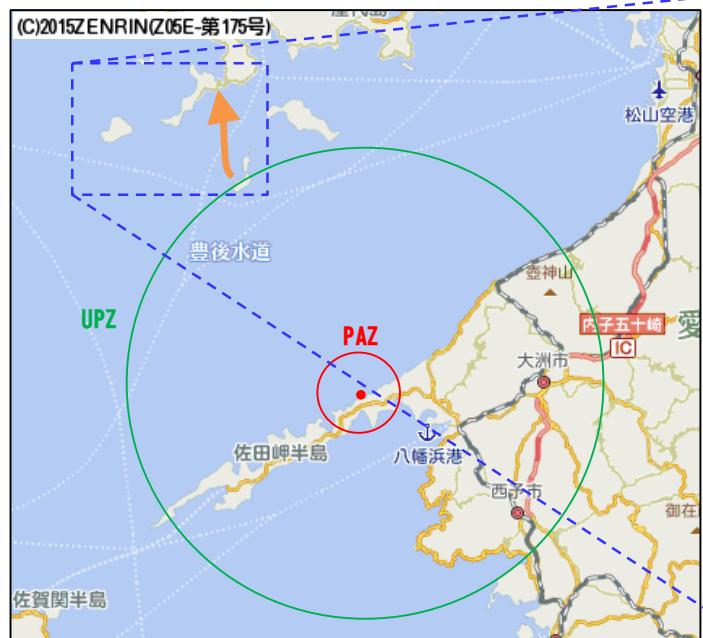
嘉島港（一時集結所）→[船舶移動（定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等）]→宇和島港→三間町公共施設（避難先施設）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

かみのせきちょう

かみのせきちょう

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2人1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



避難経路:

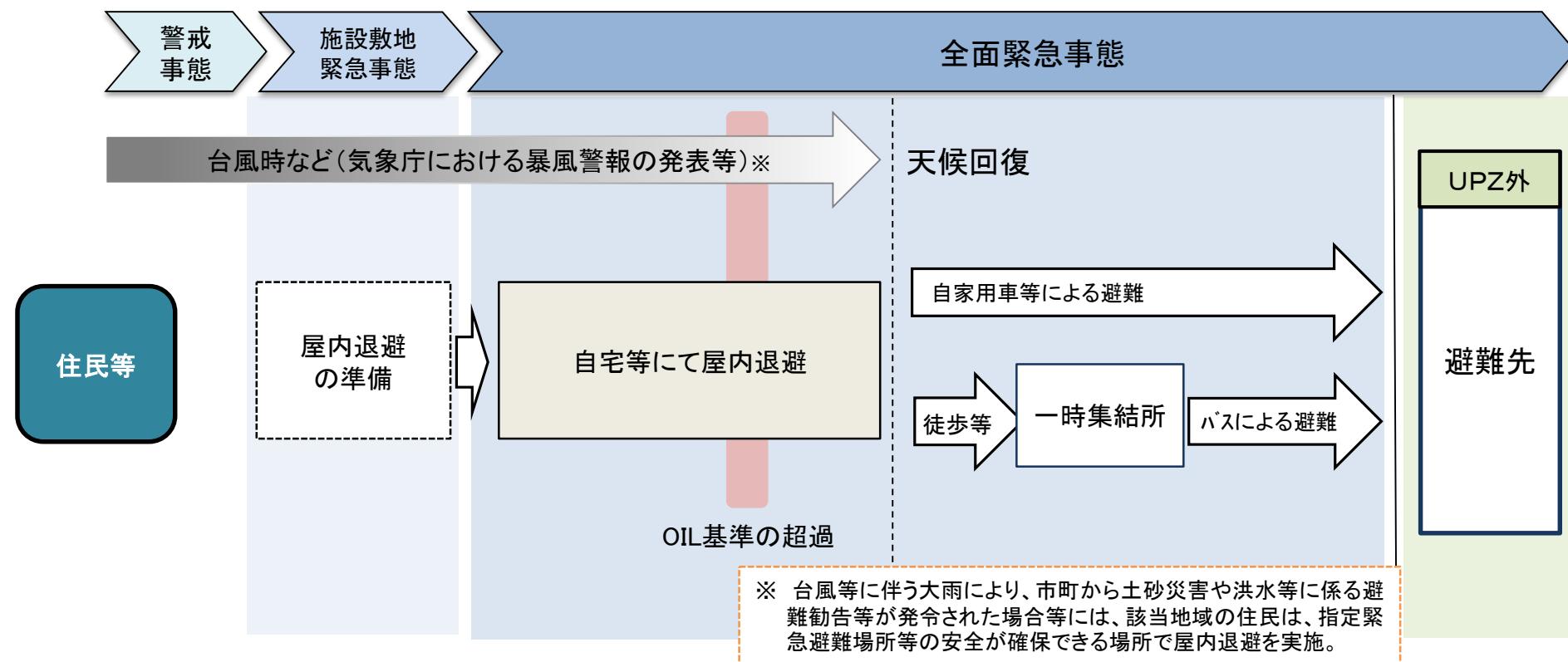
やしま  
八島ふれあいセンター（島内集合場所）→やしま  
八島港→  
[船舶移動（かみのせき丸）]→むろつ  
室津港→かみのせきちょう  
上関町総合文化センター（島外避難所）

やしま  
八島ふれあいセンター  
(島内集合場所)

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

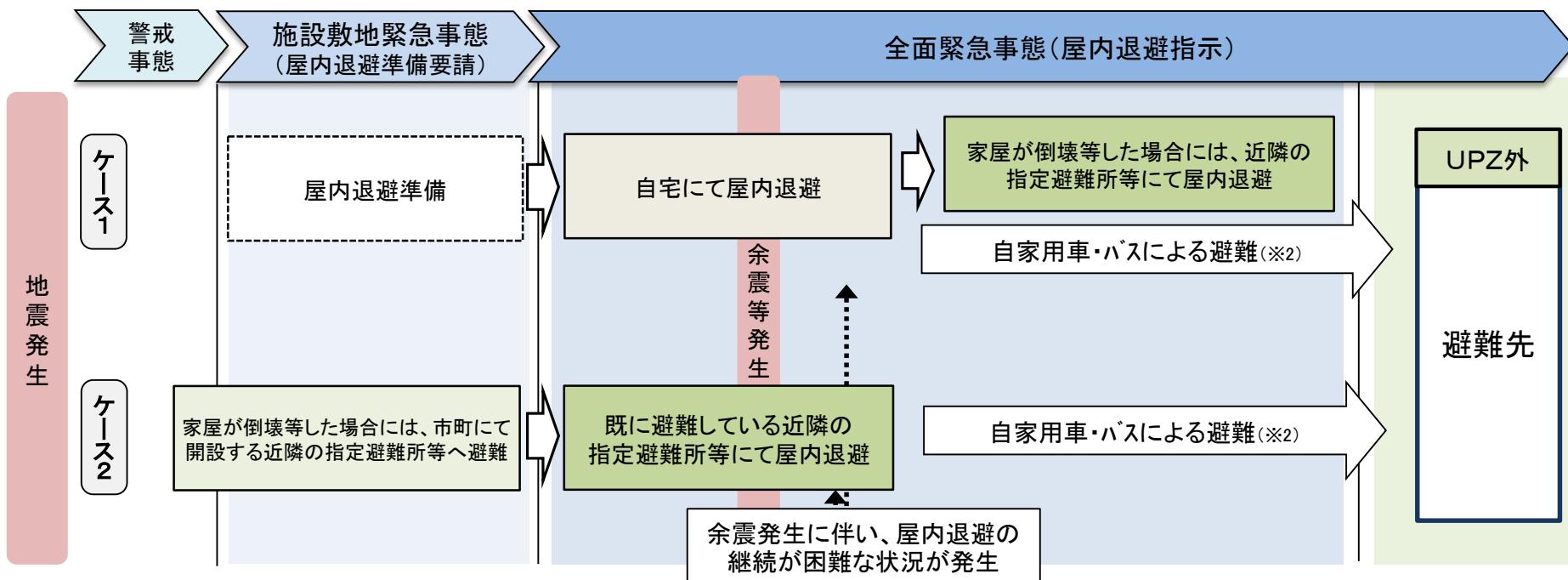
- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

### ＜屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合＞

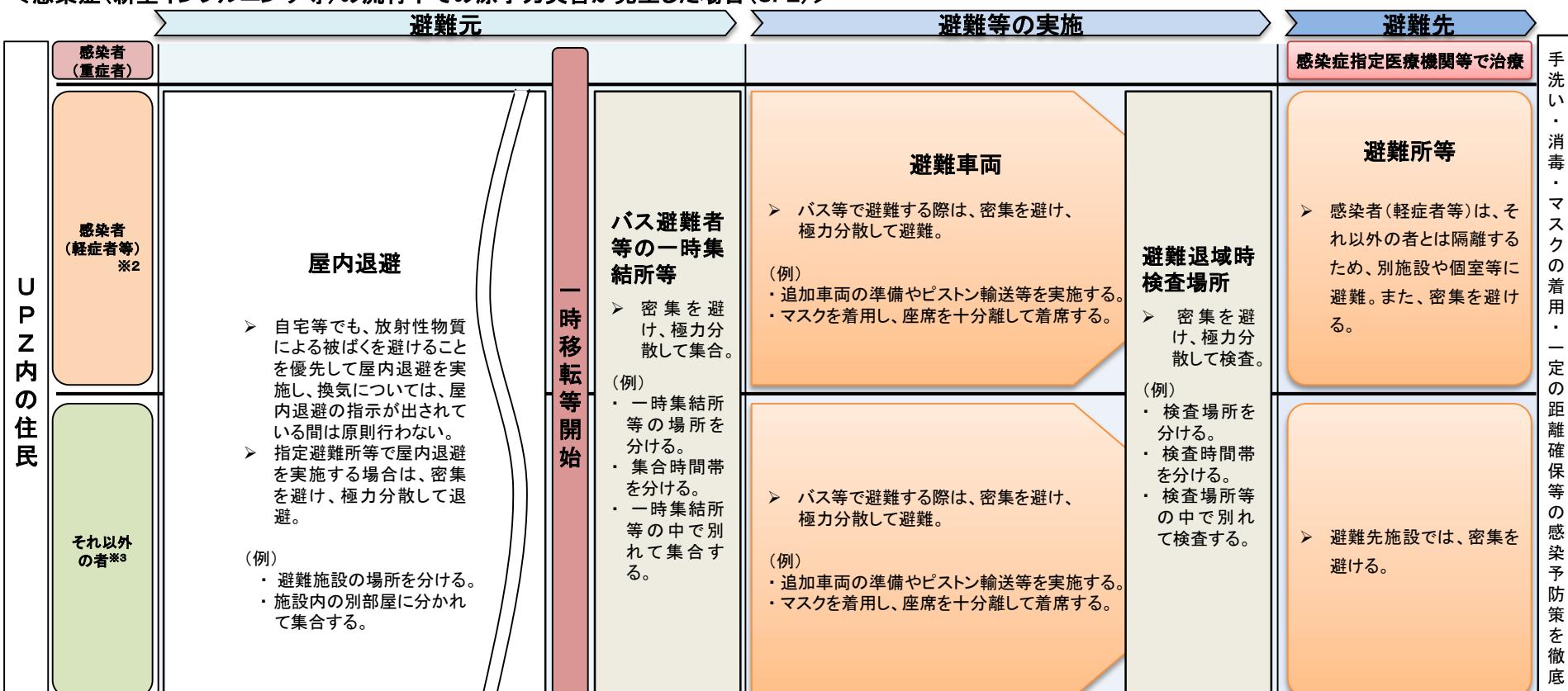


※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的に同様のフローとなる。

※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

# 他の地方公共団体からの応援計画

- ▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

⑦危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

【対象】

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①物資及び資機材の提供
- ②施設、設備及び機器の使用又は貸与
- ③職員の派遣
- ④試験検査等の実施その他の役務の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

⑦愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県わざいセンターへの山口県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

⑦愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県わざいセンターへの大分県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

⑨全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

①中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

④九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

⑦関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

⑨原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

## 8. 冷却告示の対象である 1号機に係る対応